

注 平成10年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第1項の規定に基づく常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の設置並びに同条第9項の規定に基づく委員の選任その他委員会に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(平17条例68・追加、平24条例33・一部改正)

(常任委員会の設置)

第2条 議会に常任委員会を置く。

(平17条例68・旧第1条繰下・一部改正、平24条例33・一部改正)

(常任委員会の名称、委員定数、所管事項等)

第3条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

総務常任委員会 7人

- (1) 経営総務部の所管に関する事項
- (2) 企画政策部の所管に関する事項
- (3) くらし安心部の所管に関する事項
- (4) 市民部の所管に関する事項
- (5) 消防本部の所管に関する事項
- (6) 選挙管理委員会の所管に関する事項
- (7) 公平委員会の所管に関する事項
- (8) 監査委員の所管に関する事項
- (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項

都市経済常任委員会 7人

- (1) 経済部の所管に関する事項
- (2) 都市部の所管に関する事項
- (3) 建設部の所管に関する事項
- (4) 下水道河川部の所管に関する事項
- (5) 農業委員会の所管に関する事項

文化教育常任委員会 7人

- (1) 文化スポーツ部の所管に関する事項
- (2) こども育成部の所管に関する事項
- (3) 福祉事務所(こども政策課、こども育成相談課及び保育課に限る。)の所管に関する事項
- (4) 教育委員会の所管に関する事項

環境厚生常任委員会 7人

- (1) 福祉部の所管に関する事項
- (2) 福祉事務所(地域福祉課、生活支援課、障がい福祉課及び高齢福祉課に限る。)の所管に関する事項
- (3) 環境部の所管に関する事項
- (4) 保健所の所管に関する事項
- (5) 市立病院の所管に関する事項

2 議員は、前項に規定する常任委員会のいずれか一の委員となるものとする。

(平10条例18・平14条例15・一部改正、平17条例68・旧第2条繰下・一部改正、平18条例52・平19条例13・平22条例16・平23条例18・平24条例33・平29条例18・平31条例9・令3条例18・令5条例14・一部改正)

(常任委員の任期)

第4条 常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の任期は、選任の日から起算して2年とする。ただし、後任の常任委員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。

3 任期の満了による常任委員の改選は、任期が満了する日の30日前の日以後に行うことができる。

4 前項の規定により後任の常任委員の選任があったときは、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第3条繰下・一部改正、平18条例52・平24条例33・令3条例21・一部改正)

(議会運営委員会の設置等)

第5条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、10人とする。

3 前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。

(平17条例68・旧第4条繰下・一部改正、平24条例33・一部改正、令3条例21・旧第6条繰上・一部改正)

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、議会が必要があると認めた場合においてその議決により置く。

2 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決により定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第6条繰下・一部改正、平24条例33・一部改正、令3条例21・旧第7条繰上)

(常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が議会の会議に諮って指名する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、議会の会議に諮って当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第4条第2項の規定の例による。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第7条繰下・一部改正、平24条例33・令3条例18・一部改正、令3条例21・旧第8条繰上・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平17条例68・旧第8条繰下・一部改正、平24条例33・令3条例18・一部改正、令3条例21・旧第9条繰上)

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の会議(以下単に「会議」という。)を招集する日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の場合においては、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第9条繰下・一部改正、令3条例21・旧第10条繰上)

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第10条 委員長は、会議の議事を整理し、及び秩序を保持する。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第10条繰下・一部改正、平18条例52・一部改正、令3条例21・旧第11条繰上)

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長に共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第11条繰下、令3条例21・旧第12条繰上)

(委員長又は副委員長の辞任)

第12条 委員長又は副委員長は、辞任しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第12条繰下・一部改正、平18条例52・一部改正、令3条例21・旧第13条繰上)

(議会運営委員又は特別委員の辞任)

第13条 議会運営委員又は特別委員は、辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(平17条例68・旧第13条繰下・一部改正、平18条例52・一部改正、令3条例21・旧第14条繰上)

(招集)

第14条 会議は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、会議を招集しなければならない。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第14条繰下・一部改正、令3条例21・旧第15条繰上)

(委員会の開会方法の特例)

第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令7条例19・追加)

(定足数)

第15条 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(平17条例68・旧第15条繰下・一部改正、令3条例21・旧第16条繰上・一部改正)

(表決)

第16条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平17条例68・旧第16条繰下・一部改正、令3条例21・旧第17条繰上)

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長、副委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(平17条例68・旧第17条繰下・一部改正、令3条例21・旧第18条繰上、令7条例19・一部改正)

(公開の原則及び秘密会)

第18条 会議は、これを公開する。ただし、会議において議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項ただし書の議決に係る発議については、討論を省略し、会議に諮って決定しなければならない。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・全改、令3条例21・旧第19条繰上)

(傍聴)

第19条 傍聴人が公然と意見を述べ、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、委員長は、これを制止し、その制止に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(平17条例68・追加、令3条例21・旧第20条繰上)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査を目的として市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため会議に出席を求めようとするときは、議長を経由してしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(平10条例18・平12条例22・一部改正、平17条例68・旧第20条繰下・一部改正、平18条例52・平27条例22・一部改正、令3条例21・旧第21条繰上、令7条例19・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第21条 会議において法、会議規則又はこの条例に違反し、その他会議の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、会議が騒然として整理することが困難であると認めたときは、会議を閉じ、又は中止することができる。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第21条繰下・一部改正、令3条例21・旧第22条繰上)

(記録)

第22条 委員長は、会議の概要、会議に出席した委員の氏名その他の事項を記載した記録を職員に作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

2 委員長は、前項の規定により記録に署名し、又は押印したときは、速やかにこれを議長に送付するものとする。

3 議長は、前項の規定により記録の送付を受けたときは、これを保管するものとする。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第29条繰下・一部改正、平24条例33・旧第30条繰上、令3条例21・旧第23条繰上)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則の定めるところによる。

(平10条例18・一部改正、平17条例68・旧第30条繰下・一部改正、平24条例33・旧第31条繰上、令3条例21・旧第24条繰上)

附 則

1 この条例は、昭和31年9月19日から施行する。

2 茅ヶ崎市議会委員会条例(昭和27年条例第92号)は廃止する。

附 則(昭和32年条例第17号)

この条例は、昭和32年11月19日から施行する。

附 則(昭和33年条例第36号)

この条例は、昭和33年12月15日から施行する。

附 則(昭和34年条例第18号)

この条例は、昭和34年5月11日から施行する。

附 則(昭和36年条例第14号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年条例第13号)

この条例は、昭和37年5月21日から施行する。

附 則(昭和41年条例第39号)

この条例は、昭和41年12月13日から施行する。

附 則(昭和42年条例第19号)

この条例は、昭和42年12月13日から施行する。

附 則(昭和42年条例第30号)

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第25号)

この条例は、昭和45年7月17日から施行する。

附 則(昭和47年条例第24号)

この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正前の条例の規定に基づく総務委員会の委員、教育民生委員会の委員、経済委員会の委員及び建設委員会の委員は、それぞれ改正後の条例の規定に基づく総務委員会の委員、文教厚生委員会の委員、経済市民委員会の委員及び建設委員会の委員とみなす。
- 3 改正後の条例の規定に基づく各委員会の委員の任期は、それぞれ改正前の条例の規定に基づく各委員会の委員の残任期間とする。

附 則(昭和54年条例第13号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第21号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の茅ヶ崎市議会委員会条例の規定に基づき選任される議会運営委員の任期は、すでに選任されている常任委員の任期とする。

附 則(平成5年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の茅ヶ崎市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定による文教厚生常任委員会、経済市民常任委員会又は建設常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、この条例施行の日において、それぞれこの条例による改正後の茅ヶ崎市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定による環境厚生常任委員会、教育経済常任委員会又は都市建設常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。
- 3 改正後の条例の規定に基づく各常任委員会の委員の任期は、それぞれ改正前の条例に基づく各常任委員会の委員の残任期間とする。
- 4 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による常任委員会で審査又は調査中の事件は、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

附 則(平成10年条例第18号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第68号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の教育経済常任委員会、環境厚生常任委員会又は都市建設常任委員会(以下「旧常任委員会」という。)の委員である者は、それぞれこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の茅ヶ崎市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第8条第1項の規定により、新条例第3条の教育経済常任委員会、環境厚生常任委員会又は都市建設常任委員会(以下「新常任委員会」という。)の委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧常任委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧常任委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ施行日に、新条例第9条第2項の規定により、新常任委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧常任委員会に付議されている事件は、施行日に、その事件を所管することとなる新常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成23年条例第18号)

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後初めて招集される議会の招集の日から施行する。

附 則(平成24年条例第33号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第23条から第29条までを削り、第30条を第23条とし、第31条を第24条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第22号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第21条の規定は適用せず、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成29年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の環境厚生常任委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の茅ヶ崎市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第8条第1項の規定により、新条例第3条の環境厚生常任委員会(以下「新委員会」という。)の委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ施行日に、新条例第9条第2項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧委員会に付議されている事件は、施行日に、新委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成31年条例第9号)

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第18号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の総務常任委員会、文化教育常任委員会又は環境厚生常任委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、それぞれこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後

の茅ヶ崎市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定により、新条例第3条の総務常任委員会、文化教育常任委員会又は環境厚生常任委員会(以下「新委員会」という。)の委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ施行日に、新条例第8条第2項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧委員会に付議されている事件は、施行日に、新委員会に付議されたものとみなす。

附 則(令和7年条例第19号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。